

29 資第44号
平成29年(2017年)4月27日

PCB廃棄物等を保有する事業者様

資源循環推進課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
改正に伴う変更後の届出様式による届出について（依頼）

日頃より、本県の廃棄物行政につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年5月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が改正されたことに伴い、保管処分状況等届出書等の各種届出様式が変更されました。

つきましては、別添様式により届出をしていただくようお願い申し上げます。

なお、既に届出を済ませられた事業者におかれましては、何卒ご容赦ください。
様式は以下の県ホームページにもあります。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/pcbhaikibutsu/index.html>

<参考>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（抜粋）

第8条 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）をする者（以下「保管事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第19条 所有事業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みの状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

資源循環推進課廃棄物政策係

課長：丸山良雄 担当：三村裕太

電話 026-235-7187

FAX 026-235-7259

電子メール junkan@pref.nagano.jp (課)

haikiseisaku@pref.nagano.jp (係)

29 資第 44 号
平成 29 年（2017 年）4 月 27 日

PCB 廃棄物等を保有していると思われる
自家用電気工作物設置事業者様

資源循環推進課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
改正に伴う変更後の届出様式による届出について（依頼）

日頃より、本県の廃棄物行政につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、PCB 廃棄物等保有状況調査については、御協力いただき、PCB 廃棄物等（PCB 含有不明を含む。）を保有している旨の回答をいただき、併せて御礼申し上げます。

さて、PCB 廃棄物を保管又は高濃度 PCB 使用製品を所有している事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、毎年度 6 月 30 日までに、前年度における PCB 廃棄物の保管又は高濃度 PCB 使用製品の所有状況について、「PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」を県に提出する義務があります。

つきましては、別添様式により届出をしていただくようお願い申し上げます。

また、該当機器を保有していない場合は、お手数ですが、その旨当課まで御連絡ください。

様式は以下の県ホームページにもあります。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/pcbhaikibutsu/index.html>

なお、既に届出を済ませた事業者におかれましては、何卒ご容赦ください。

＜参考＞ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（抜粋）

第 8 条 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）をする者（以下「保管事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第 19 条 所有事業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みの状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

資源循環推進課廃棄物政策係

課長：丸山良雄 担当：三村裕太

電話 026-235-7187

FAX 026-235-7259

電子メール junkan@pref.nagano.jp (課)
haikiseisaku@pref.nagano.jp (係)

PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領

ポリ塩化ビフェニル焼棄物の適正な処理に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）による改正後のポリ塩化ビフェニル焼棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）においては、第 8 条第 1 項（法第 15 条及び第 19 条において準用する場合を含む。）に基づくポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」）といふ）焼棄物等の保管及び処分状況等届出書等の届出を行う必要があります。こうした届出等を行ふに際しては、届出様式の「備考」の他、以下の記入要領及び様式記入例をよくお読み頂いた上で、これらに従って記入してくださいようお願いいたします。

記入が適切でない場合は、修正をして頂くことになりますので、御留意願います。

1. 各届出書等の実施時期等について

改正法等により、必要な届出等が追加されることになったため、届出等の実施者及び実施時期を届出等の種類ごとに整理いたしました。以下の内容に留意の上、実施して下さい。

2. 各届出書等の共通の記入事項について

法に基づく各届出書等に共通の記入事項について、備考に記入のほか、下記のとおり整理しましたので、届出書等の記入にあたっては参考下さい。なお、前年度に保管等に係る届出をした場合であって、当該届出に係る PCB 焼棄物や高濃度 PCB 使用製品に PCB が含有していないことが判明した場合、新たに高濃度 PCB 焚棄物の保管や高濃度 PCB 使用製品の所有が判明した場合や、紛失した場合には、速やかに都道府県市に届け出て下さい。

※ 改正規則による改正後のポリ塩化ビフェニル焼棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号）を新規則という（以下同じ）。

- (1) 「保管の場所」及び「所在の場所」
・保管の場所及び所在の場所の住所が、それぞれ保管事業場の所在地及び所在事業場の住所と異なる場合は、それぞれその住所を記入して下さい。
- ・保管事業場の所在地及び所在事業場の住所と異なる保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各焼棄物及び物品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して、「保管の場所」、「所在の場所」及び「参考事項」の欄にそれぞれ記入して下さい。

- (2) 「番号」
・1つの行に対し、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平

様式第 5 号	高濃度 PCB 焚棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者	特例処分期限日の適用を受けた日（処分期間までに限る。）
様式第 6 号	高濃度 PCB 焚棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者	特例処分期限日の適用に關係する変更があった日から 10 日以内
様式第 7 号	PCB 焚棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者（地位の承継を受けた者）	承継があつた日から 30 日以内
様式第 8 号	PCB 焚棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者（譲受者）	譲り受けた日から 30 日以内

届出等の種類	届出等の実施者	実施時期
様式第 1 号 (一)	PCB 焚棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の 4 ～ 6 月
様式第 1 号 (二)	PCB 焚棄物の処分業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の 4 ～ 6 月
様式第 2 号	PCB 焚棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者又は PCB 焚棄物の処分業者	保管の場所又は所在の場所を変更した日から 10 日以内
様式第 3 号	高濃度 PCB 焚棄物の保管事業者	保管の場所を変更する場合
様式第 4 号	PCB 焚棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者	全ての高濃度 PCB 焚棄物若しくは全てのその他 PCB 焚棄物の処分又は全ての高濃度 PCB 使用製品の処理が完了した日から 20 日以内

- 成28年度の状況を届け出る場合の例：28-001)を付して下さい。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き継ぎその番号を記入して下さい。
- ・1台ずつ数えることができる変圧器・コンデンサー等の電気機器については、原則として1台(1個)ごとに1つの行を使用し、整理番号を記入することとしますが、3kg未満の小型のコンデンサー等が1つの容器に多量に保管されている場合には、容器ごとに整理番号を記入することも可能です。また、同一の施設物の種類で、施設物の型式等が同一のものについても、まとめて1つの行に記入することが可能です。

(3) 「施設物の種類」及び「製品の種類】

- ・「施設物の種類」及び「製品の種類】には、以下の中から該当する種類を選択して記入して下さい。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他()」として、()内にできる限り具体的に記入して下さい。

<種類>

- ① 変圧器(トランス)
- ② 柱上変圧器(柱上トランス)
- ③ 計器用変成器
- ④ リアクトル
- ⑤ 放電コイル
- ⑥ 焊接器
- ⑦ コンデンサー(3kg以上)
- ⑧ コンデンサー(3kg未満)
- ⑨ サージアブソーバー
- ⑩ 蛍光灯用安定器
- ⑪ 水銀灯用安定器
- ⑫ ナトリウム灯用安定器
- ⑬ 安定器(用途不明)
- ⑭ ネオントランジスター
- ⑮ その他電気機械器具
- ⑯ OFケーブル
- ⑰ 變圧器油(トランス油)
- ⑲ 柱上変圧器油(柱上トランス油)
- ⑳ コンデンサー油
- ㉑ 热媒体油

- ① その他PCBを含む油
- ② 感圧被写紙
- ③ ヴエス
- ④ 汚泥
- ⑤ その他

(4) 「施設物の型式等】

- ・電気機器の場合には、機器の铭板を認し、「定格容量」「製造者名」「型式」「製造年月」「表示記号等」を記入して下さい。
- ・「定格容量」は、数值を単位と合わせて記入して下さい。単位には、「kVA」「kW」「VA」があります。
- ・「製造者名」には、以下の中から該当する製造者名を記入して下さい。該当する製造者名がない場合には、「その他」と記入して下さい。また、「海外製」「その他」と記入した場合には、「海外製()」「その他()」として、()内に具体的な製造者名を記入して下さい。製造者名が不明の場合は、「不明」と記入して下さい。

<変圧器・コンデンサーの製造者名>

- ① 株式会社愛知電機工作所
- ② 富士電機製造株式会社
- ③ 株式会社日立製作所
- ④ 北陸電機製造株式会社
- ⑤ 株式会社明電舎
- ⑥ 三菱電機株式会社
- ⑦ 日新電機株式会社
- ⑧ 大阪变压器株式会社
- ⑨ 株式会社高岳製作所
- ⑩ 東光電気株式会社
- ⑪ 中国電機製造株式会社
- ⑫ マルコーン電子株式会社
- ⑬ 二井蓄電器株式会社
- ⑭ 東京電器株式会社
- ⑮ 松下電器産業株式会社
- ⑯ 日本コンデンサ工業株式会社
- ⑰ 株式会社関西二井製作所

⑯ 株式会社指月電機製作所
⑰ 株式会社帝国コンデンサ製作所
⑱ 古河電気工業株式会社
⑲ 東芝油断器株式会社
⑳ 日立コンデンサ株式会社
㉑ 株式会社西島電機製作所
㉒ 海外製
㉓ その他

・「表示記号等」は、PCB を使用して製造された電気機器を判別するためには必要な情報を記入してもらうものです。以下の中から該当する種類を選択して記入して下さい。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（ ）」として、（ ）内にできる限り具体的に記入して下さい。不明の場合は、空欄として下さい。

<表示記号等>

- ① 不燃(性)油
- ② 不燃性(合成)絶縁油
- ③ シバノール
- ④ 富士シンクロール油
- ⑤ カネクロール油
- ⑥ 塩化ビフェニール
- ⑦ AF式
- ⑧ DF式
- ⑨ AFP式
- ⑩ 冷却方式 LNAN
- ⑪ その他

・電気機器でない場合、「廢棄物の型式等」の記入は不要ですので、空欄として下さい。
・電気機器でない場合、「廢棄物の型式等」の記入は不要ですので、空欄として下さい。

- (5) 「処分予定年月」
① 岩崎電気株式会社
② 株式会社旗艦車
③ NECライティング株式会社（旧：新日本電気）
④ オーデリック（旧：オーヤマ照明／大山電機工業）
⑤ 株式会社共進電機製作所
⑥ コイズミ照明株式会社
⑦ 星和電機株式会社
⑧ 大光電機株式会社
⑨ ダイヘン電機器株式会社ヘルメス機器工場（旧：ヘルメス電機）
⑩ 東芝ライテック株式会社
⑪ 株式会社G.S.エアサ（旧：日本電池）
⑫ 株式会社光電器製作所
⑬ 日立アプライアンス株式会社（旧：日立照明／日立製作所）
⑭ 藤井電機工業株式会社
⑮ 捷泰電機工業株式会社
⑯ パナソニック株式会社（旧：松下電器産業／松下電工）
⑰ パナソニック株式会社（旧：三洋電機）
⑱ 三菱電機照明株式会社（旧：三菱電機）
⑲ 山田照明株式会社
⑳ 株式会社リード
㉑ 海外製
㉒ その他

(6) 「量」
・「台数又は容器の数」の欄には、一台ずつ数えることができる電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管又は所有している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入して下さい。電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管又は所有している場合（缶数）を把握することはできないときは、保管又は所有している容器の数（缶数）を記入して下さい。

・「型式」には、銘板に記載されている型式記号を記入して下さい。
・「製造年月」には、銘板に記載されている製造年月を記入して下さい。

- ・「総重量」の欄には、PCB を使用する電気機器については、「1 台あたりの重量に台数（個数）をかけた重量を記入して下さい。1 台あたりの重量ではなく、全体としての総重量ですので、間違いないよう、十分確認の上、記入して下さい。その他のものについては、容器込みでの重量を記入して下さい。
- ・重量は kg 単位で記入して下さい。重量が不明である場合であっても、推定値を記入して下さい。

(7) 「区分」

- ・「区分」には、「高濃度」「低濃度」「不明」のうち該当するものを選択して記入して下さい。
- ・「高濃度」とは、法第 2 条第 2 項に規定する高濃度 PCB 废棄物又は同条第 4 項に規定する高濃度 PCB 使い製品の略称です。
- ・「低濃度」とは高濃度 PCB 废棄物以外の PCB 废棄物又は高濃度 PCB 使い製品以外の PCB 使い製品の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成 18 年環境省告示第 98 号）第 2 項第 1 号イ、同条第 2 号イ及び同条第 3 号イに該当する廃棄物も、従前どおり含まれます。
- ・電気機器が PCB を使用しているか否かについては、日本電機工業会ホームページや各電気機器メーカーのホームページ等を参照して下さい。なるべく複数の器を行い、なるべく正しい区分を記入して下さい。不明の場合には、「不明」と記入して下さい。

(8) 「保管の状況」

- ・容器の性状には、PCB 废棄物を保管している容器について、以下の中から該当するものを選択して記入して下さい。該当するものが無い場合には、「その他」を選択し、「その他 ()」として、() 内にできる限り具体的に記入して下さい。なお、変圧器（トランス）やコンデンサーなどをそのまま保管している場合は、「なし」を選択して下さい。
- ・新たに PCB 废棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出た PCB 废棄物の保管の状況に変更があった場合は、保管している PCB 废棄物の保管状況の分かかる写真を本届出に添付して下さい。

<容器>

- ① なし
- ② 金属製箱
- ③ ドラム缶

- ④ ペール缶
- ⑤ 一斗缶
- ⑥ プラスチック容器
- ⑦ 段ボール箱
- ⑧ コンクリート槽
- ⑨ 屋外タンク
- ⑩ 屋内タンク
- ⑪ その他

(9) 「処分業者との調整状況」

- ・「処分業者との調整状況」には、処分業者（高濃度 PCB 废棄物又は使い製品にあっては中期貯蔵・環境安全事業株式会社）と委託契約締結済みであればその旨と契約締結の年月を記入して下さい。低濃度 PCB 废棄物については、記入は不要です。
- ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社に登録済みの場合には、登録番号(s, k, t, b, c, tb, tc のいずれかから始まる 9 桁の数字) も記入して下さい。

(10) 「廃棄予定年月」

- ・「廃棄予定年月」は、高濃度 PCB 使い製品を廃棄することを予定している年月を記入して下さい。低濃度 PCB 废棄物については、記入は不要です。
- ・「焼却」とは、PCB 使い製品の使用を止め、廃棄物とすることをいい、実際に廃棄物として処理することとは含まれません。したがって、廃棄予定年月としては、廃棄物として処分委託する予定年月ではなく、高濃度 PCB 使い製品の使用を止め、廃棄物とする予定年月を記入して下さい。

3. 各届出書等の留意事項について

- 各届出書の記入方法等について、下記の点について御留意下さい。
- ・新たに PCB 废棄物を保管することとなり、当該年度中に全ての処分を終えた場合又は新たに高濃度 PCB 使い製品を所有することとなり、当該年度中に全ての廃棄を終えた場合の手續は、別紙の通りとなります。
- ・様式第 1 号について、前年度中に掘り起こし調査により PCB 废棄物を保管していたことが新たに判明した場合は、①「前年度の 3 月 31 日に保管していたボリ塩化ビフェニル廃棄物」に必要事項を記入して下さい。・様式第 1 号について、前年度中に掘り起し調査により PCB 使い製品を所有していたこ

規定された品目	当該年度の品出	次年度の品出	1. 新たに記載された品目と既存の品目との区別
新規第1号～新規第2号	○品出を実施 新規第8条第1項の品出及び○品出 新規第10条第2項又は第21条による品出	④記入 新規第10条第2項の品出 新規第10条第2項又は第21条による品出	※当該年度中に保管質量全てが増加又は減少した事実がある。
①既存の品目	当該年度中に保管質量 新規第8条第1項の品出及び○品出 新規第10条第2項の品出	④記入 新規第10条第2項の品出 新規第10条第2項又は第21条による品出	②保管所の変更の場合は 当該年度中に保管質量 新規第10条第2項の品出
②保管場所の変更の場合は	当該年度中に保管質量 新規第10条第2項の品出 新規第10条第2項又は第21条による品出	④記入 新規第10条第2項の品出 新規第10条第2項又は第21条による品出	③使用工具の変更の場合は 当該年度中に保管質量 新規第10条第2項の品出
③高濃度薬水の塗化による品質の変更の場合は	当該年度中に保管質量 新規第10条第2項の品出 新規第10条第2項又は第21条による品出	④記入 新規第10条第2項の品出 新規第10条第2項又は第21条による品出	②及以上的記入 当該年度中に保管質量 新規第10条第2項の品出
④工具の変更の場合は	当該年度中に保管質量 新規第10条第2項の品出 新規第10条第2項又は第21条による品出	④記入 新規第10条第2項の品出 新規第10条第2項又は第21条による品出	③及以上的記入 当該年度中に保管質量 新規第10条第2項の品出
⑤工具塗装による品質の変更の場合は	当該年度中に保管質量 新規第10条第2項の品出 新規第10条第2項又は第21条による品出	④記入 新規第10条第2項の品出 新規第10条第2項又は第21条による品出	②及以上的記入 当該年度中に保管質量 新規第10条第2項の品出
⑥法人の分離等による地位	当該年度中に保管質量 新規第16条の品出を行ふ、新法第10条第2項の品出を実施 新規第17条第2項の品出を行ふ、新法第10条第2項の品出を実施	②及以上的記入 当該年度中に保管質量 新規第16条の品出を行ふ、新法第10条第2項の品出を実施	③及以上的記入 当該年度中に保管質量 新規第16条の品出を行ふ、新法第10条第2項の品出を実施

別紙

とが新たに判明した場合は、2、「①前年度の3月31日に使用していたがリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ボリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」に必要部項を記入して下さい。
 様式第2号の③及び様式第3号の③に記載されている「変更前の事業場における番号」は、「番号（既に届け出たPCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品に付されている番号）」と同義であるため、空欄で構いません。

II. 新光化南潔康公司標準化工作用具及使用說明書	
I. 業務流程圖	
①開工申請	新光化南潔康公司標準化工作用具及使用說明書
②所在場所的整理	新光化南潔康公司標準化工作用具及使用說明書
③清潔度水準提高化工作用具及使用說明書	新光化南潔康公司標準化工作用具及使用說明書
④個人的分離等化工作用具及使用說明書	新光化南潔康公司標準化工作用具及使用說明書
II. 新光化南潔康公司標準化工作用具及使用說明書	

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

都道府県知事
(市長)

平成 年 月 日

届出者 住 所 名
氏 氏 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称					
保管事業場の所在地					
特別管理産業廃棄物管理者の職名及び氏名					
保管の場所					

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等			処分予定年月	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)	濃度区分	保管の状況			処分業者との 調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式					容器の性状	用い等の有無	分別・混在の別	漏れ等の おそれ	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することになったボリ塩化ビフェニル烷素物(4)の場合を除く。

④前年度由に自ら外分】V計外会算委託】在ボリ塗化ビフエ三化整華物

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたボリ塩化ビフェニルを使用製品(高濃度ボリ塩化ビフェニルを使用電気工作物を除く。)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量	所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月					

備考

- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日に提出すること。
- 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
- 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の所在の場所に係る事業場を記入すること。
- 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号等一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものには、引き続きそのまま記入すること。
- 「危険物の種類」及び「製品の型式等」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
- 「危険物の型式等」及び「表示記号等」の欄には、記入要領に沿って、その名前を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
- 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を予定している年月を記載すること。
- 「量」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。
- 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（個数）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（個数等）を単位とともに記入すること。
- 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。
- 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、「不明」のうち該当するものを記入すること。「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合に記入すること。
- 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合に記入すること。
- 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分から写真を本届出に添付すること。
- 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
- 「保管の状況」の欄のうち、「問い合わせ等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の問い合わせ等の有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
- 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
- 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等の有無」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各跡葉物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」、「保管終了年月日」、「譲渡し」及び「譲渡」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル焼葉物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の焼葉物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル焼葉物を処分した後に生じた焼葉物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニルの規定に基づき、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しない。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。
26. この届出書においての産業焼葉物管理票の写し（焼葉物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を記載しなくて構わない。）を複写機によりA3判以下の用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらとの書類に代えて、当該これらの書類に記載された事項に相当する事項に記載された電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業焼葉物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けでないため添付すべき書類を添付すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

平成29年5月15日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者

住所 ○○県○○市○○番○○号

氏名 ○○工業株式会社 代表取締役 ○○ ○○

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○○-×××-□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成28年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	○○工業株式会社 △△△事業所									
保管事業場の所在地	○○県○○市○○番○○号									
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	○○部▽▽課 ○○・○○							電話番号	○○○-×××-□□□□	
保管の場所	①○○市○○番○○号 ②○○市○○番□□号 (※保管事業場内で複数の住所がある場合記入)									

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
13-001	変圧器（トランジンス）	250 KVA	東京芝浦電気（株）	SCTW-N	S46.5	不燃（性）油	H29.1	1 台	2100.0 kg	高濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	機器にじみ跡有	H28.12登録(s0000000000)	①に保管
13-002	コンデンサー（3kg以上）	70 KVA	日本コンデンサ工芸（株）	TPB-36100R	S43.8	DF式	H30.4	2 台	120.0 kg	高濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	H28.12登録(s0000000000)	②に保管

13-003	コンデンサー（3kg以上）	100 KVA	東京芝浦電気（株）	SRTR-A3FR	S43.1	シバノール	H30.4	1 台	78.0 kg	高濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	H28.12登録(k0000000000)	②に保管
28-001	コンデンサー（3kg以上）	100 KVA	日本コンデンサ工芸（株）	TPB-36100R	S44.1	DF式	H30.4	1 台	85.0 kg	高濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	調整中	②に保管
18-001	コンデンサー（3kg未満）	不明	日本コンデンサ工芸（株）	不明	不明	不明	H32.4	1 缶	60.0 kg	高濃度	ペール缶	囲い有、掲示有	分別	なし	調整中	②に保管
16-003	蛍光灯用安定器	50 W	新日本電機（株）	FRB-22SR	不明	不明	H32.4	300 台	750.0 kg	高濃度	ドラム缶	囲い有、掲示有	分別	なし	H28.12登録(te0000000000)	①に保管
18-002	変圧器油（トランジンス油）						H29.1	10 缶	2700.0 kg	高濃度	ドラム缶	囲い有、掲示有	分別	なし	H28.12登録(s0000000000)	①に保管
18-003	柱上変圧器油（柱上トランジンス油）							30 缶	8100.0 kg	低濃度	ドラム缶	囲い有、掲示有	分別	なし		①に保管
20-001	感圧複写紙						H32.4	10 箱	300.0 kg	不明	段ボール箱	囲い有、掲示有	分別	なし		今後分析予定 ②に保管

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量	濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等					
28-001	コンデンサー (3kg以上)	100 KVA	日本コンデ ンサ工業 (株)	TPB- 36100RI	S44.1	DF式	1 台	85.0 kg	高濃度	H28.12.12	他の事業場から移動

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				量	濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等						
16-004	蛍光灯用安定器	100 μ A	東京芝浦電機 (株)	FT-423EN- 100μA	S46.1	シバ ノール	150 台	320.0 kg	高濃度	1128.6.6	他の事業場 に移動	○○工業株式会社 ××事業所 ××県 ××町 ○○番○○号

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				量	濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	總重量 (1台当たり 重量×台)	処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	
13-001	変圧器（トランジン）	250 kVA	東京芝浦電気（株）	SCTR-N	S46.5	不燃 (性)油	1 台	2,100.0 kg	高濃度	H29.1.10	中間貯蔵・環境安全事業（株）	H29.3.3	
18-002	変圧器油（トランジン油）						10 缶	2,700.0 kg	高濃度	H29.1.10	中間貯蔵・環境安全事業（株）	H29.3.9	
20-001	汚泥						4 缶	600.0 kg	低濃度	H28.5.10	(株)○○	H28.8.4	

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	○○工業株式会社 △△△事業所		
所在事業場の所在地	○○県○○市○○番○○号		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	○○部▽▽課 ○○ ○○	電話番号	○○○-×××-○○○○
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	純重量 〔1台あたり 重さ×台数〕		
23-002	蛍光灯用安定器	40W	星和電機 (株)	41R-8-35	S47.2	不明	H30.3	登録あり (b000000000)	180台	400.0kg	高濃度	

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量	所有終了年月日	移動先の所在場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等				
	該当なし									

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速かに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元番号」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の乾燥に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例：不燃性油)。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例：「ドラム缶」、「なし」)。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
 17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例：「屋内保管」、「鉛錆油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
 18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
 19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡」及び「承継」のいずれかを記入すること。
 20. 「処分年月日」の欄には、実際にはポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
 21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
 22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管業者が、本規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
 23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
 24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
 25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
 26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複数枚によりA3判以下の大きさの用紙に複数したものを持付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これら書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
 27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



PCB特別措置法の改正内容について

平成28年8月1日に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)の一部改正法が施行されました。主な改正内容は以下のとおりです。

高濃度PCB廃棄物の処理期限※1の短縮について

廃棄物の種類	処理期限 (改正前)	処理期限 (改正後)	特例処分 期限日※2
高濃度PCB 廃棄物	高圧変圧器・ コンデンサー等	H35.3.31	H34.3.31
	安定器・汚染物等	H36.3.31	H35.3.31
低濃度PCB廃棄物	H39.3.31	H39.3.31	—

※1 処理期限(特例処分期限日が適用される場合は同期限日)までに処分されない場合、改善命令等の対象となります。

この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又は併科されます。

※2 処理期限の1年後までに処分することが確実であり、都道府県市に届出をした場合にのみ、適用される。

高濃度POB使用製品への規制について

- 高濃度PCB使用製品は、上表の処理期限内に廃棄し、高濃度PCB廃棄物として処分しなければなりません。
- 処理期限内に廃棄されない高濃度PCB使用製品は、高濃度PCB廃棄物とみなされ、PCB特別措置法及び廃棄物処理法が適用されます。※3

※3 処理期限(特例処分期限日が適用される場合は同期限日)までに処分されない場合、改善命令等の対象となります。

この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又は併科されます。

各種届出様式の変更・新設(他の届出についても様式変更等あり。様式は以下HP参照)

届出書の種類	主な(変更)内容
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書	高濃度PCB使用製品(高濃度PCB使用電気工作物を除く。主に <u>蛍光灯安定器を想定。</u>)を所有する事業者も届出の義務化
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書	全てのPCB廃棄物を処分又は全ての高濃度PCB使用製品を廃棄した場合、20日以内に届出
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書	特例処分期限日の適用対象とする高濃度PCB廃棄物・使用製品の届出
特例処分期限に係る届出事項の変更届出書	上記内容に変更があった場合の届出

届出様式

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/pcbhaikibutsu/index.html>

長野県 PCB	検索
---------	----

PCB 廃棄物保管事業者、PCB 使用製品所有事業者の皆さんへ

- ・処理期限までの処理が義務付けられています。
- ・処理に必要な費用を確認し、予算の確保をお願いします。
- ・高濃度 PCB については JESCO へ登録をお願いします。
- ・高濃度 PCB の処理費用については助成制度があります。
- ・PCB 含有の不明の機器は、早期に分析を行ってください。
- ・必要な届出書の提出をお願いします。
- ・記載方法やその他 PCB について不明点等ありましたら、下記お問い合わせ先または管轄する地域振興局環境課へ御連絡ください。

JESCO PCB 処理営業部管理課
住所：東京都港区芝 1-7-17
電話：03-5765-1935
FAX：03-5765-1923

【お問い合わせ先】

〒380-8570 長野市南長野幡下692の2

長野県環境部資源循環推進課

TEL：026-235-7187 (直通) FAX：026-235-7259

メール：junkan@pref.nagano.lg.jp

■佐久地域振興局環境課 直通電話 0267(63)3166 管轄区域 佐久市 小諸市 南佐久郡 北佐久郡	■木曾地域振興局環境課 直通電話 0264(25)2234 管轄区域 木曾郡
■上田地域振興局環境課 直通電話 0268(25)7134 管轄区域 上田市 東御市 小県郡	■松本地域振興局環境課 直通電話 0263(40)1956 管轄区域 松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
■諏訪地域振興局環境課 直通電話 0266(57)2952 管轄区域 岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡	■北アルプス地域振興局環境課 直通電話 0261(23)6563 管轄区域 大町市 北安曇郡
■上伊那地域振興局環境課 直通電話 0265(76)6817 管轄区域 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡	■長野地域振興局環境課 直通電話 026(234)9533 管轄区域 須坂市 千曲市 塙科郡 上高井郡 上水内郡
■南信州地域振興局環境課 直通電話 0265(53)0434 管轄区域 飯田市 下伊那郡	■北信地域振興局環境課 直通電話 0269(23)0202 管轄区域 中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡